

豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業 実施方針

豊橋市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業に関する実施方針について公表する。

平成30年11月2日

豊橋市長 佐 原 光 一

豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）
整備等事業

実施方針

平成 30 年 11 月

豊橋市

目次

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定方法・公表等に関する事項	5
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	民間事業者の募集及び選定の方法	6
2	民間事業者の選定に係る手順及びスケジュール（予定）	6
3	応募者の備えるべき参加資格要件	9
4	審査及び選定に関する事項	13
5	提出書類の取扱い	13
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1	予想されるリスクと責任分担	15
2	提供されるサービス水準	15
3	市による事業の実施状況の監視（モニタリング）	15
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
1	本施設の立地条件	16
2	敷地条件に関し留意すべき事項	17
3	施設の概要	19
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	20
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
1	選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	20
2	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	20
3	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	20
4	金融機関と市の協議（直接協定）	20
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	21
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	21
3	その他の支援に関する事項	21
第8	その他特定事業の実施に関して必要な事項	21
1	議会の議決	21
2	情報公開及び情報提供	21
3	参加に伴う費用負担	21
4	実施方針等に関する問合せ先	21

添付書類

別紙-1 リスク分担表 (案)

第 1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

1) 事業の名称

豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）

2) 事業に供される公共施設等の名称

豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）

（本体施設及び付帯施設を含む。以下「本施設」という。）

3) 公共施設等の管理者の名称

豊橋市長 佐原 光一

4) 事業の目的

市では、現在 4 調理場によって学校給食を提供しているが、西部学校給食共同調理場（昭和 51 年度開設）（以下「西部調理場」という。）と東部学校給食共同調理場（昭和 57 年度開設）（以下「東部調理場」という。）が老朽化しており、建替えが必要となっている。しかし、西部調理場と東部調理場の建替えには、現有地での建て替えが困難であることから、工業系の用途区域への移転が必須であり、現在の児童生徒数に対応するとともに、将来的な児童生徒数の減少にも対応する必要がある等の課題がある。そのため、新たに本施設を 12,000 食規模で新設し、東部調理場の一部と西部調理場を閉鎖し、4 調理場にて学校給食の提供を行い、将来的に児童生徒数が減少した際（平成 42 年度を想定）には東部調理場を閉鎖し、3 調理場にて学校給食を提供する計画としている。

本事業は、本施設の設計、建設、維持管理及び運営を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき実施するものである。

また、本事業の実施においては、民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運營業務においては、献立作成等を実施する市と、民間事業者とのパートナーシップのもと、確実な衛生管理により安全で安心な給食の運営システムを構築することを目指すものである。

5) 事業の内容

本事業を実施する者として選定された者（以下「選定事業者」という。）が実施する業務は、次の (1) から (4) に掲げるものとする。

(1) 施設整備業務

選定事業者は、次に掲げる業務を行う。

- ① 事前調査業務及び関連業務
- ② 設計業務及び関連業務
- ③ 建設業務及び関連業務

- ④ 工事監理業務及び関連業務
- ⑤ 調理設備調達・設置業務
- ⑥ 食器・食缶等調達業務
- ⑦ 施設備品調達・設置業務
- ⑧ 上記各項目に伴う各種申請等業務

(2) 開業準備業務

選定事業者は維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

(3) 維持管理業務

選定事業者は次に掲げる業務を行う。ただし、配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 附帯施設保守管理業務
- ④ 調理設備保守管理・更新業務
- ⑤ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- ⑥ 施設備品保守管理・更新業務
- ⑦ 清掃業務
- ⑧ 警備業務
- ⑨ 上記各項目に伴う各種申請等業務

(4) 運営業務

選定事業者は次に掲げる給食の運営業務を行う。

- ① 食数調整業務
- ② 食材検収補助業務
- ③ 調理等業務
- ④ 衛生管理業務
- ⑤ 残食計量・洗浄・残滓等処理業務
- ⑥ 給食配送・回収業務（配送車両の調達業務を含む）
- ⑦ 学校配膳業務
- ⑧ 運営備品調達・更新業務
- ⑨ 見学・試食会の受け入れ業務
- ⑩ アドバイザー業務
- ⑪ 上記各項目に伴う各種申請等業務
- ⑫ その他の業務

※光熱水費の管理及び供給者との契約、支払業務を含むものとする。

※米飯、パン等の主食については、市より委託された業者から直接学校等へ搬入されるため、含めない。

給食の運営に関して市が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

- ① 献立作成業務
- ② 食材調達業務
- ③ 食材検収業務
- ④ 衛生管理業務
- ⑤ 給食費の徴収管理業務
- ⑥ 食育指導

6) 事業の概要

本事業の事業方式、事業期間及び選定事業者の収入は次に示すとおりである。

(1) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市と事業契約を締結し、選定事業者が市の所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移管し、選定事業者が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運営業務を実施するBTO (Build Transfer and Operate)方式とする。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成48年8月31日までとする。

(3) サービス対価の支払い

市の本事業における選定事業者に対する支払いは次のとおりであり、原則として、市が選定事業者からサービスを購入する形態の事業である。なお、市から選定事業者へのサービス対価の支払方法の詳細は入札公告時に示す。

① 施設整備に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設整備に係るサービスの対価のうち、事業契約書に定める一部金額を、本施設の所有権移転時に一時金として選定事業者を支払う。

市は、施設整備に係るサービスの対価の総額から当該一時金を控除した額であって、市と本事業を実施する特別目的会社 (Special Purpose Company) (以下「SPC」といい、SPCが本書にいう選定事業者となる。)との間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中 (平成33年度9月以降) に、割賦により元利均等方式で選定事業者を支払う。

提案から基準金利決定日までの金利変動については、これを勘案して割賦料の額を改定する。

② 維持管理及び運営に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価であって、市とSPCとの間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中（平成33年度9月以降）に、年4回の四半期ごとに選定事業者へ支払う。維持管理及び運営に係るサービス対価は、物価変動に基づき、見直す必要が生じた場合は協議を行うものとする。

当該サービス対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等の費用が含まれることを想定している。

変動料金には、提供食数に応じて調整する料金を想定している。詳細については入札説明書等で示す。

7) 事業スケジュール（予定）

平成33年9月の供用開始を前提に、事業スケジュールを以下のとおり予定している。

なお、平成48年9月以降の維持管理・運営については、必要に応じて選定事業者の意見を聞きながら、市が事業期間内に対応を決定する。

日程	スケジュール
平成31年7月	落札者の決定・公表
平成31年8月	基本協定の締結 SPC※との事業契約の調印（仮契約）
平成31年9月	市議会における事業契約の議決
平成31年10月～平成33年7月	施設の整備（設計、建設）期間
平成33年7月	施設の引渡し (施設の供用開始は平成33年9月1日)
平成33年8月	施設の開業準備期間
平成33年9月～平成48年8月	施設の維持管理・運営期間
平成48年8月	事業契約の完了

※落札者は、市との事業契約の調印（仮契約）までに、SPCを会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として豊橋市内に設立する。

8) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、本施設を、要求性能が維持された状態で市へ引き渡す。

2 特定事業の選定方法・公表等に関する事項

特定事業とは、公共施設の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。（PFI法第2条第2項）

1) 選定方法

市は、実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続きを経て、市が自ら事業を実施した場合と比較して、民間事業者が実施することにより、次に示すいずれかの効果が期待できると判断した場合に限り特定事業として選定する。

- ① 施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営業務が同一の水準にある場合において、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合
- ② 市の財政負担が同一の水準にある場合において、施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運営業務の水準の向上が期待できる場合

2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を速やかに公表する。

- ① 市の財政負担の検討による定量的評価
- ② 本事業をPFI事業として実施することについての定性的評価
- ③ 民間事業者に分担されるリスクの検討等
- ④ 上記3点の検討による総合評価

3) 選定結果の公表方法

前項に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せて、市のホームページにて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業として選定を行わないこととした場合にも同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定の方法

市が本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定する。

本事業の民間事業者の選定は、総合評価方式による一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）により行う。

2 民間事業者の選定に係る手順及びスケジュール（予定）

日程	スケジュール
平成30年11月上旬	実施方針・要求水準書（案）の公表
平成30年11月27日（火）	実施方針等に関する説明会
平成30年11月30日（金）	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
平成30年12月下旬	実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表 特定事業の選定・公表
平成31年2月上旬	入札公告（入札説明書、事業契約書（案）、要求水準書等の公表）
平成31年2月18日（月）	入札説明会
平成31年2月下旬	入札説明書等に関する質問の受付締切
平成31年3月下旬	入札説明書等に関する質問に対する回答公表 入札参加表明書等の受付（参加表明書、参加資格確認申請書）
平成31年4月上旬	参加資格確認審査結果の通知
平成31年5月下旬	提案書の受付・入札
平成31年7月中旬	落札者の決定及び公表
平成31年8月中旬	基本協定の締結 仮事業契約締結
平成31年9月中旬	事業契約議決、事業契約の締結

1) 実施方針等に関する説明会の開催

この実施方針等の内容について、次により説明会及び現地説明会等を開催する。

① 実施方針等に関する説明会

- ・日 時：平成30年11月27日（火）午前10時00分～
- ・開催場所：豊橋市役所 東館8階 東86会議室（豊橋市今橋町1番地）
- ・参加者：本事業に参加を希望する民間事業者とし、1社につき2名までとする。

② 現地説明会

- ・日 時：平成30年11月27日（火）午後1時30分～
- ・開催場所：幸スポーツ広場（豊橋市曙町字南松原162番1ほか）

- ・参加者：本事業に参加を希望する民間事業者とし、1社につき2名までとする。

③ 学校配膳室現地見学会

- ・日時：平成30年11月26日(月)・28日(水)午後2時00分～午後4時00分
1回30分、各日4回、各回15～20人程度を予定
- ・開催場所：豊橋市立幸小学校 配膳室（豊橋市西幸町字笠松183番地）
- ・参加者：本事業に参加を希望する民間事業者とし、1社につき1名までとする。
- ・その他：現地が狭く、学校活動への影響を最小限にするため、配膳室の現地確認が必要な者のみが申し込むこと。
参加日時については、申し込み順で割り振り、市が指定し、通知する。
当日、幸小学校の駐車場の使用は不可。幸スポーツ広場の駐車場を利用すること。

出席を希望の方は、実施方針等に関する説明会参加申込書（様式-1）や学校配膳室現地見学会参加申込書（様式-2）を第8の4の連絡先へ電子メール（添付ファイル）にて送付すること。

様式-1については、平成30年11月22日（木）午後5時00分までに送付すること。

様式-2については、平成30年11月15日（木）午後5時00分までに送付すること。

なお、市が様式-1及び様式-2を受信したときは、電子メールにより、市の受信確認通知を各申込者に対して返信する。市からの受信確認通知がない場合は、必ず第8の4の連絡先へ電話により確認を行うこと。

2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

受付期間：実施方針の公表から平成30年11月30日（金）午後5時まで

提出方法：様式-3、4に必要事項を記載の上、メールにて送付すること。

3) 実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表

実施方針等に関する質問・意見に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き市のホームページにて公表する。

市は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

4) 特定事業の選定・公表

市は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適当であると判断したときは、本事業を特定事業として選定し、その結果を評価の内容と合わせて、市のホームページにて公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場

合も同様とする。

5) 入札公告

市は特定事業の選定を踏まえ、本事業の入札公告をし、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準及び事業契約書（案）等を市のホームページにて公表する。

6) 入札説明会の開催

市は、入札説明書等の説明会を開催する。説明会の開催要領等は入札公告時に示す。

7) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答公表

入札説明書等の内容に関する質問を受付、回答を市のホームページにて公表する。具体的な日程は入札公告時に示す。

8) 参加表明書等の受付

応募希望者は、入札参加表明及び参加資格確認審査に必要な資料（参加表明書、参加資格確認申請書）を提出する。資料の提出方法・時期等は入札公告時に示す。

9) 参加資格確認審査結果の通知

市は、参加資格確認申請書をもとに入札参加資格の有無を確認し、その結果を各応募希望者に通知する。なお、資格確認審査により、参加資格がないとされた者からその理由の説明の要求があった場合には、市は回答を行う。

10) 入札及び提案書の受付

市は、入札参加資格があると認められた者（以下「応募者」という。）に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書及び入札書類の提出を求める。提案書の審査に当たって、市が必要であると判断した場合は、応募者に対してヒアリングを行うことがある。なお、入札及び提案書の提出方法・時期等は入札公告時に示す。

11) 選定事業者の決定及び公表

市は、提案書及び入札価格を「第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項」の「4 審査及び選定に関する事項」に規定する「豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）整備等事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえ、市が落札者を決定する。その結果は応募者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。

12) 事業契約の締結等

(1) 基本協定の締結

落札者の決定後に速やかに、市は落札者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、市は、基本協定の締結後、審査講評及び入札結果の詳細について市のホームページにて公表する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、基本協定の定めるところにより、仮事業契約締結時までに、SPC を設立する。SPC は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株式会社として豊橋市内に設立するものとする。

(3) 仮事業契約の締結

市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約を SPC と調印（仮契約）する。なお、当該事業契約は、市議会における議会の議決を得られた日をもって効力の発生するものとする。

(4) 事業契約の締結

市は、豊橋市議会の議決を経た後、SPC との間で事業契約を締結する。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ① 応募者の構成における「構成員」とは、本事業への参加者であり、SPC から直接業務を受託・請け負うものをいう。
- ② 応募者は、必ず、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する者（以下「設計企業」という。）、建設に係る業務等を担当する者（以下「建設企業」という。）、工事監理に係る業務等を担当する者（以下「工事監理企業」という。）、維持管理に係る業務等を担当する者（以下「維持管理企業」という。）及び給食の運営に係る業務等を担当する者（以下「運営企業」という。）を含む企業により構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- ③ 同一の企業が複数の業務を実施することはできるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。
※「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。
- ④ 応募者の構成員は次の定義により分類される。

代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し入札手続きを行う企業

構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業

協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業

- ⑤ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、一応募者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。
- ⑥ 落札者は、仮契約締結までに豊橋市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ⑦ 必要に応じてその他の者（以下「その他企業」という。）を応募者に含めることができるものとする。

2) 応募者の構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ① PFI 法第 9 条の規定に該当する者
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 条）第 132 条又は第 133 条の規定による破産申立てがなされている者
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成 12 年 3 月 31 日以前に、同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- ⑥ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- ⑦ 参加資格確認申請書を提出する時まで直近 2 か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
- ⑧ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携

関係にある者は以下のとおりである。また、「資本面若しくは人事面において関連がある」の定義については、1)の記載事項を参照すること（⑨において同じ。）。

(ア) 玉野総合コンサルタント株式会社

(イ) 西脇法律事務所

- ⑨ 本事業にかかる審査委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者
- ⑩ 参加資格確認申請書の提出から落札者として決定されるまでの間において、市の指名停止措置を受けた者
- ⑪ 「市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けた者

3) 応募者の構成員の参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとする。

また、各業務にあたる企業は、以下の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要がある。

(1) 設計企業

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 平成30・31年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。
- ③ 設計企業が単独の場合又は複数の場合にかかわらず、①及び②の要件は、すべての者が満たすこととする。
- ④ HACCPに関する相当の知識を有していること。

※「HACCPに関する相当の知識を有している」とは、HACCP対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。以下同じ。

(2) 建設企業

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築一式工事につき、特定建設業の許可を有すること。
- ② 平成30・31年度に市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。
- ③ ①で有する特定建設業の許可に対応した直近の経営事項審査結果の総合評価値について、建築一式が800点以上であることとする。

- ④ 建設企業が単独の場合は、必ず①から③の要件はすべて満たすこととする。
- ⑤ 建設企業が複数の場合は、①及び②の要件はすべて満たすこととし、③の要件は少なくとも1社が満たせば良いものとする。

(3) 工事監理企業

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることとする。
- ② 平成30・31年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有することとする。

(4) 維持管理企業

- ① 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていること。
- ② 平成30・31年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有することとする。

(5) 運営企業

構成員である運営企業は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 平成12年度以降、公告の日までに、ドライシステムの学校給食施設又は健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく特定給食施設において、調理業務の実績があること。
- ② 平成30・31年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有することとする。
- ③ HACCPに関する相当の知識を有していること。

4) 応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日等

応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の受付期限日とする。

参加資格確認後、落札者の決定までの期間に、代表企業が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。また、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合を除き、失格とする。

落札者の決定以降、契約締結までの期間に、落札者の構成員が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

5) 構成員の変更

参加表明書提出以降においては、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成

員（構成企業、協力企業）の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。市が妥当と判断した場合は、入札参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成員の変更及び追加を認める予定である。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合において認める。

4 審査及び選定に関する事項

1) 審査委員会の設置

市は、入札書類等の審査を行うため、学識経験者で構成する審査委員会を設置する。

なお、応募者が、落札者決定前までに、審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として接触等の働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

2) 審査及び選定

審査委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、落札者を決定する。

3) 審査結果及び選定結果の公表

市は、落札者の選定結果を応募者に通知するとともに、入札書類等の審査結果及び選定結果を市のホームページにて公表する。

4) 落札者を決定しない場合の措置

市は、民間事業者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に応募者がいない、又は、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに市のホームページにて公表する。

5 提出書類の取扱い

1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は、応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しない。

2) 特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令

に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

3) 情報公開

提出書類については、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となり、情報公開請求があれば当該条例に基づいて公開・非公開が判断される。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想されるリスクと責任分担

1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担は、『リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する』との考え方にに基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙-1 リスク分担表」によることとし、実施方針に関する質問・回答及び意見を踏まえ、必要な事項については入札説明書等にて提示する。

2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は、入札説明書等にて提示する。

3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

1) 実施状況の把握

市は、選定事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリングの方法、内容等については入札説明等にて提示する。

2) 選定事業者に対する支払額の変更等

選定事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は選定事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができるものとする。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本施設の立地条件

図1 参照

所在地	愛知県豊橋市曙町字南松原 162 番 1 外 3 筆
敷地面積	13,424.24 m ² (都市計画道路予定地、東西の路側帯拡幅用地を含む)
隣接道路	敷地北西側 : 幅員約 7m (将来は 30m へ拡幅(工事時期は未定)) 敷地南東側 : 幅員約 5m、 敷地北東、南西側 : 幅員約 6m
用途地域	準工業地域
建ぺい率/容積率	60%/200%

2 敷地条件に関し留意すべき事項

図2 参照

敷地利用の諸条件	必要な対応（すべて本事業範囲）
① 都市計画道路：東三河環状線の計画が敷地の北側にあり	敷地北側は現道の道路端から約11m都市計画道路の計画幅員として都市計画決定されている。この区域内に建築物を設置する場合、都市計画法第53条の申請が必要。 現道端から3m程度の区域は歩道の形態にて整備し、一般の通行に供する。残りの都市計画道路内の用地についてはフェンスの設置や駐車場としての利用は可能。なお、当該都市計画道路整備の際には都市計画決定範囲の土地利用が不能となる点に留意し、事業継続のため建築物は設けないこと。フェンスや駐車場等の管理も事業者が実施する。
② 古井戸がある	撤去が必要。
③ 敷地は樹木に囲まれている	①の空地として歩道を整備するにあたり道路側の樹木は伐採。 ⑤に示す路側帯拡張の整備に支障が生じるものを伐採。 その他、適宜間引き、剪定を行う。
④ 「曙圧力制御所」（上下水道局所管）が敷地の東側の一角にあり	機器配置箇所及び周辺は利用不可。365日24時間点検が可能となるようにフェンスで囲い通用門を設ける等の整備が必要。
⑤ 敷地の東西の道路は通学路（西側は幸小・高師台中、東側は高師台中）に指定	路側帯の拡張工事を行う。管理は道路管理者が行う。
⑥ 「防火水槽」が隣地の公園の一角にあり	埋設されている防火水槽の外周部分から6m以内に、建設物等を建設することは不可。
⑦ 民地との敷地境に法面が設けられている	筆界に合わせて法面・擁壁を整備する。
⑧ 「クラブハウス」が敷地の西側の一角にあり	工事に合わせて解体・撤去する。
⑨新たに雨水貯留槽の整備が必要	雨水貯留を設ける必要がある。

図1

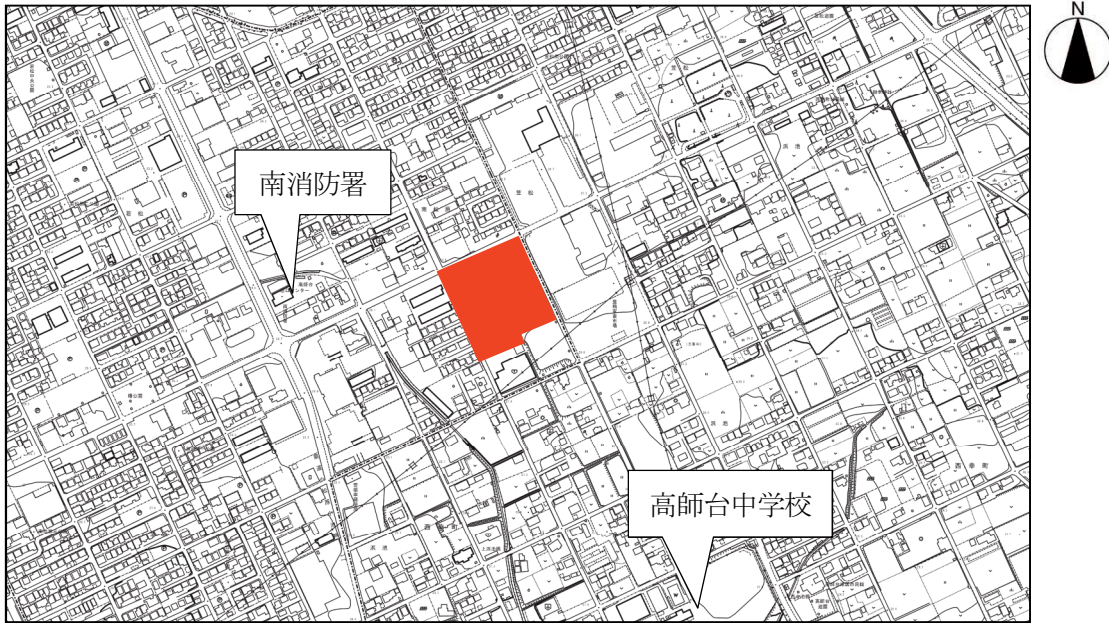
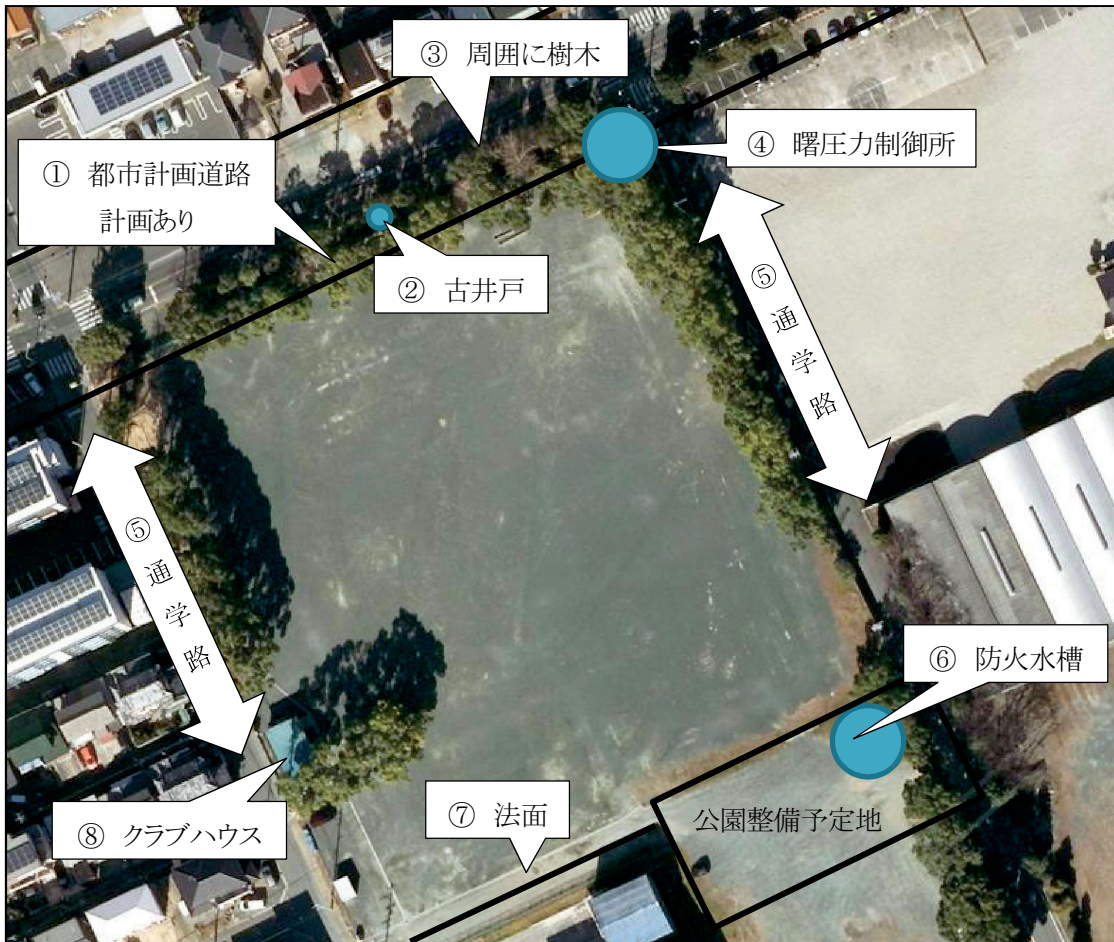


図2



3 施設の概要

1) 供給能力

調理能力	1日概ね12,000食。ただし、炊飯に関しては引き続き委託炊飯とする。
配食校数	平成33年度から42年度までは27校 (小学校19校、中学校7校、特別支援学校1校) 平成42年度(予定)からは34校 (小学校25校、中学校8校、特別支援学校1校)
献立方式	1献立(副食3品メニュー)

2) 施設概要

本事業において整備する基本的な施設構成については、次のとおり想定している。

給食エリア	
汚染作業区域	食材搬入用プラットホーム、荷受室+検収室、非常時用備蓄庫、野菜入替室、一般食品入替室、魚肉卵入替室、廃棄庫、泥落とし室、野菜下処理室、魚肉卵調理準備室、冷蔵室・冷凍室、油庫、汚染作業区域用器具洗浄室、食品保存室、物品庫、洗浄室(汚染作業区域)、残滓処理室、回収風除室
非汚染作業区域	計量室、上処理室、冷蔵室、煮炊き調理室、焼物・揚物・蒸し物室、和え物準備室、和え物室、アレルギー対応特別室、非汚染作業区域用器具洗浄室、添物用仕分室、コンテナ室、洗浄室(非汚染作業区域)、配送風除室
その他の区域	前室、従業員用休憩室、食堂、調理員用更衣室、配送車運転手前室、洗濯・乾燥室、調理員用便所、倉庫
一般エリア	
市専用部分	市職員用事務室(給湯室、更衣室及び書庫を含む)、市職員用倉庫、試作室
共用部分	玄関、市職員用等便所、会議室、研修室、見学者通路、見学者・外来者用便所、多目的便所、廊下等、施設出入口
事業者専用部分	事業者用事務室、機械室・電気室・ボイラー室
附帯エリア	
附帯施設	排水処理施設、受水槽、ごみ置場、駐車場、駐輪場

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、本事業に関する紛争については、名古屋地方裁判所豊橋支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、その発生事由ごとに事業契約書等に示す規定に従い対応することとする。

市は、選定事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合、その他選定事業者に債務不履行又はその懸念が生じた場合、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとし、原則として選定事業者に一定の修復期間を与えて、選定事業者の事業遂行能力の修復を待つこととする。修復勧告を行ったにもかかわらず修復が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、市はサービスの対価の減額又は支払いの停止措置又は選定事業者との契約を解除できるものとする。

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化したため、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合、市は選定事業者に対する催告を行うことなく事業契約を解除できるものとする。

市が事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた合理的損害を賠償するものとする。詳細については事業契約書（案）に示す。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は事業契約を解除することができるものとする。この場合、市は選定事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び選定事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と選定事業者は、原則として事業継続の可否について協議を行った上、対応方法を決定する。詳細については事業契約書（案）に示す。

4 金融機関と市の協議（直接協定）

本事業の適正な遂行と継続性の確保を目的として、市は、必要に応じて、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市は選定事業者と協議する。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

市は、本事業において地方債及び施設整備に係る交付金が市に交付された場合にはこれを、市が選定事業者を支払う代金の一部に充当する。そのため、選定事業者は、市が行う交付金又は起債申請等に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。

3 その他の支援に関する事項

市は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は、選定事業者と協議を行う。

第8 その他特定事業の実施に関して必要な事項

1 議会の議決

市は、全事業期間にわたる本事業の財源を確保するため、債務負担行為の設定に関する議案を議会に提出し、必要な措置を講じる予定である。

また、市は、事業契約の締結に当たり、あらかじめ議会の議決を経る予定である。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページにて適宜公表する。

3 参加に伴う費用負担

応募者の入札に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

4 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりである。

担 当 部 署	：豊橋市教育委員会 教育部 保健給食課
住 所	：〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地
電 話	：0532-51-2821
F A X	：0532-56-8300
電子メール	：hokenkyushoku@city.toyohashi.lg.jp
ホームページアドレス	：http://www.city.toyohashi.lg.jp/33876.htm

別紙ー１ リスク分担表

『○』主分担 『△』従分担

リスクの種類	No	概要	負担者		
			市 ※1	選定 事業者	
共通	入札手続	1	入札説明書の誤り、入札手続の誤り	○	
	法令変更	2	当該事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く民間企業一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	当該事業に直接関係する税制の新設・変更等	○	
		5	消費税率の変更	○	
		6	法人税等収益関係税の新設・変更等		○
	住民対応	7	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		8	選定事業者が行う調査、設計、建設、維持管理、運営、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	9	選定事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	10	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		11	選定事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	12	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	金利変動	13	基準金利決定日以前の金利の変動	○	
		14	基準金利決定日以降の金利変動		○
	物価変動（※2）	15	施設供用前のインフレ・デフレ		○
		16	施設供用後のインフレ・デフレ	○	△
	資金調達	17	事業に必要な資金の確保		○
	事業の中止・延期	18	市の帰責事由により事業を中止・延期した場合	○	
		19	選定事業者の帰責事由により事業を中止・延期した場合		○
		20	上記以外のもの	○	○
	構成員の能力不足等	21	選定事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力（※3）	22	不可抗力（予見可能な範囲を超えるもの）による損害	○	△
	入札費用	23	本事業への入札に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	24	落札者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		25	議会の議決が得られないことによる契約未締結・遅延	△	△
		26	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	
	3場体制への移行	27	3場体制への移行に伴い、学校数やクラス数が増えたことを原因とする費用の増加	○	
調査・設計	計画・設計・仕様変更	28	市の帰責事由により変更する場合	○	
		29	選定事業者の帰責事由により変更する場合		○
	設計の完了遅延	30	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		31	選定事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○

リスクの種類	No	概要	負担者		
			市 (※1)	選定 事業者	
建設	用地の確保	32	本施設建設予定地の確保に関するもの	○	
	用地の瑕疵	33	本施設建設予定地の土壌汚染などに関するもの	○	
		34	市が把握し、事前に公表した地下埋設物の処理に関するもの		○
		35	地下埋設物に関する上記以外のもの	○	
	地質・地盤	36	選定事業者が実施する地質・地盤調査等の不備・誤りによるもの		○
		37	上記以外のもの	○	
	工事遅延	38	市の帰責事由によるもの	○	
		39	選定事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	40	市の帰責事由によるもの	○	
		41	選定事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達	42	本施設完成後、要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
	施設損害	43	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
工事監理の不備	44	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
維持管理・運営	運営開始の遅延	45	市の帰責事由によるもの	○	
		46	選定事業者の帰責事由によるもの		○
	支払遅延・不能	47	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	48	選定事業者の行う維持管理運営業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営費の変動	49	市の帰責事由によるもの	○	
		50	選定事業者の帰責事由によるもの		○
	残滓処理費の変動	51	市の指示による処理方法の変更によるもの	○	
		52	法制度等の変更によるもの	○	
		53	残滓量の変動によるもの		○
	光熱水費の変動	54	エネルギー料金体系の大幅な変更によるもの	○	△
		55	燃料費の大幅な変動によるもの	○	△
		56	市の指示によるエネルギーシステムの変更によるもの	○	
		57	上記以外によるもの		○
	施設等の損傷	58	市の帰責事由によるもの	○	
		59	選定事業者の帰責事由によるもの		○

リスクの種類	No	概要	負担者	
			市 (※1)	選定 事業者
需要変動	60	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの	○	
	61	児童生徒数の変動・クラス数の変動・提供日数の変動によるもの(※4)	△	○
異物混入(食中毒含む)	62	検収時における調達食材の異常	○	
	63	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
	64	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
	65	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○
	66	調理・配送業務における異物混入等		○
	67	配膳以降、児童生徒に給食が供される間における異物混入等	○	
	68	原因不明の場合(※5)	○	○
アレルギー対応リスク	69	アレルギー児童生徒の情報収集不備、アレルギー情報の伝達ミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○	
	70	突発的な発症(事前に把握が困難なアレルギー物質による)	○	
	71	選定事業者の帰責事由による禁忌物質の混入や誤食		○
配送の遅延リスク	72	交通混雑による遅延(※6)	△	○
	73	不可抗力による交通遮断等による遅延	○	
	74	調理の遅延による遅延		○
	75	配送車両の交通事故による遅延		○
	76	食材の納入遅延による遅延	○	
運搬費増大リスク	77	配送校の変更による運搬費の変動(※7)	○	△
	78	燃料費の変動による運搬費の変動		○
	79	交通事情の悪化等による運搬費の増大		○
食器等破損リスク	80	市が実施する業務に起因する食器等の破損	○	
	81	事業者が実施する業務に起因する食器等の破損		○
	82	学校・児童生徒による食器等の破損	○	
移管	性能確保	83 事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続き	84 事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及び事業会社の清算手続きに伴うもの		○

(※1) 市には、見学者等、選定事業者と関連のない施設利用者を含む。

(※2) 一定範囲の物価変動は選定事業者、それ以上の物価変動は市。

(※3) 一定範囲の損害は選定事業者、それ以上の損害は市。

(※4) 児童生徒数の変動・クラス数の変動・提供日数の変動については、一定範囲の担保は、市で実施する。

(※5) 負担方法については、契約書(案)で示す。

(※6) 交通混雑事由により、市と選定事業者で協議。

(※7) 市と選定事業者で協議。